



平成23年9月26日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年8月29日から9月7日にかけての台風12号とこれから変わった温帯低気圧により、三重県、奈良県、和歌山県を始め全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、9月20日の閣議において以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（公共土木施設の過去5年間の補助率かさ上げ実績 69%→82%）。

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（農地の過去5年間の補助率かさ上げ実績 83%→92%）。

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（一般災害20%→最高90%）。

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公立社会教育施設（公民館、体育館等）に係る災害復旧事業について、その2/3を補助します。

(5) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

私立学校施設災害復旧事業について、その1/2を補助します。

(6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

市町村が行う感染症予防事業(消毒等)に要する費用の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担します。

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業について、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅱ 激甚災害(局激)の指定と適用措置

くまのし 三重県熊野市、みなみむろぐんきほうちょう 三重県南牟婁郡紀宝町及びよしのぐんとつかわむら 奈良県吉野郡十津川村の区域を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できます。

Ⅲ 日程

9月20日(火) 閣議

9月26日(月) 公布

政令第二百九十九号

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害にあつては、法

第十二条及び第十三条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。